

学校薬剤師として活躍するには！

Q1. どの様な仕事をしますか？

A1. 学校環境衛生検査（空気・照度・プール水・飲料水等）を実施し、結果に基づいた指導助言をします。

さらに学校給食の衛生管理や理科室・保健室の医薬品管理についても指導を行ったりします。また、おくすり教育や薬物乱用防止教室を通して、児童生徒が健康に過ごすための知識を発信します。



Q2. 担当校を選べますか？

A2. ある程度の地域は考慮しますが、自分で選ぶことはできません。欠員や新たな設置で学校薬剤師が必要となった学校等に対し、希望者にお声掛けし、相談して決定します。着任は主に新年度開始の4月です。

Q3. 学校薬剤師になるのに資格や条件はありますか？

A3. 薬剤師であれば特別な資格はいりません。ただ、学校環境衛生検査を実施するにあたり、(一社)和歌山市薬剤師会及び和歌山市学校薬剤師会の会員になっていただく必要があります。

Q4. 経験や知識がなくてもできますか？

A4. 和歌山市学校薬剤師会において、年に3回程度研修会を開催しています。その時に、新任者対象に検査の手技や指導・助言の方法をお伝えしています。学校での授業で使用する資料等もご用意しています。

Q5. 学校・幼稚園・認定こども園等から直接、学校薬剤師の依頼を受けた場合は？

A5. 和歌山市学校薬剤師会にご連絡下さい。 TEL073(428)1250

学校薬剤師は、学校保健安全法の定めるところにより、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・特別支援学校に至るまで、大学を除く国立・公立・私立の学校すべてに学校医・学校歯科医とともに委嘱されています。また認定こども園においても、認定こども園法第27条により設置の義務が課せられています。

学校薬剤師の職務遂行の準則(学校保健安全法施行規則第4章第24条)

学校薬剤師の職務遂行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
2. 第1条の環境衛生検査に従事すること。
3. 学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
4. 法第8条の健康相談に従事すること。
5. 法第9条の保健指導に従事すること。
6. 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関して必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
7. 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

